

【訂正】

「最終チェック！消費税インボイス制度の実務」（令和 4 年 11 月刊行 第一刷）において下記の誤りがありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

税務研究会出版局

P54 （例 2）の図が前ページの（例 1）と同じものになっていました。正しくは別紙の通りです。

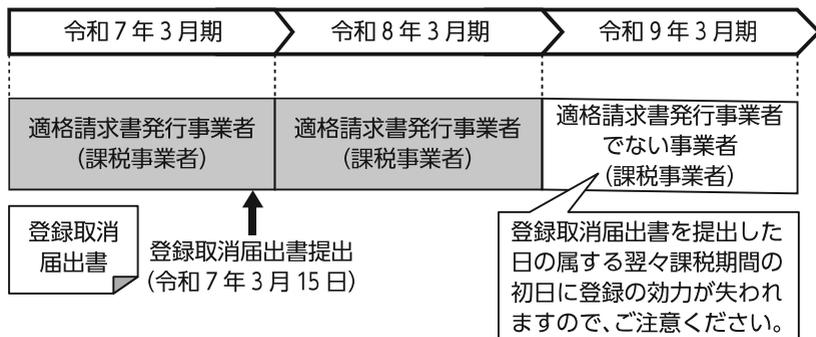
P161 「問」の 6 行目（別紙の通りです。）

（誤） 6.24／110

（正） 6.24／108

以上

(例2) 適格請求書発行事業者である法人(3月決算)が令和7年3月15日に登録取消届出書を提出した場合(届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合)



(出典：国税庁「インボイス制度に関するQ&A」)

⑥ 手続きが必要なケース

上記⑤の適格請求書発行事業者の登録の取消しのようにより手続きが必要なケースは以下ようになります。

手続きが必要なケース	提出しなければならない届出書
次の事項に変更があった場合 ● 氏名又は名称 ● 法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地	適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書に記載した公表事項に変更があった場合	適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書
登録の取消しを求める場合 ^{※1}	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 ^{※2}
事業を廃止した場合	事業廃止届出書
法人が合併により消滅した場合	合併による法人の消滅届出書
個人事業者が死亡した場合 ^{※1}	適格請求書発行事業者の死亡届出書

※1 令和5年10月1日以降提出することができます。

※2 課税事業者選択届出書を提出した事業者が免税事業者に戻るためには課税事業者選択不適用届出書の提出も必要となります。

ロ 軽減税率

軽減税率が適用される課税売上げに係る貸倒れた金額

$$\times \frac{6.24}{108}$$

ハ イ + ロ

⑤ 仕入税額控除の計算方法（全額控除方式、個別対応方式、一括比例配分方式）

イ 全額控除方式の場合

全額控除方式は、課税仕入れ等を行った日の属する課税期間において、事業者が国内において行う課税仕入れに係る消費税額及び保税地域から引取った課税貨物に係る消費税額の合計額をその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することとなりますが、適格請求書以外の課税仕入れについては80%控除することとなります。

控除対象仕入税額 = 課税仕入れ等の税額の合計額 [※]

$$\begin{aligned}
 & \text{※ 適格請求書に係る標準税率が適用される税込課税仕入高} \times \frac{7.8}{110} \\
 & + \text{適格請求書以外に係る標準税率が適用される税込課税仕入高} \times \frac{7.8}{110} \times \boxed{80\%} \\
 & + \text{適格請求書に係る軽減税率が適用される税込課税仕入高} \times \frac{6.24}{108} \\
 & + \text{適格請求書以外に係る軽減税率が適用される税込課税仕入高} \times \frac{6.24}{108} \times \boxed{80\%} \\
 & + \text{引取りの消費税額（国税部分）}
 \end{aligned}$$